

## 「個人情報の保護に関する法律」に基づく公表事項（見直し案）

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会（以下「本会」という。）は、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「法」という。）に基づき、以下の事項を公表いたします。

### I. 書面で個人情報を直接取得する場合以外の方法で、個人情報を取得する場合の利用目的 (法第18条第1項関係)

- 1 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（以下「本会」という。）が保有する特定個人情報を除く個人情報は、不動産鑑定士の品位の保持及び資質の向上を図り、あわせて不動産の鑑定評価に関する業務の進歩改善、調査研究、知識の啓発普及を行い、もって、不動産の適正な価格の形成に資することを通じて実現される国民福祉の増進に寄与すること並びに不動産鑑定評価制度が国民経済により一層浸透し、発展していくことを目的として本会が行う次の事業に利用いたします。
- (1) 不動産鑑定士の遵守しなければならない職業倫理に関する規範を定め、その保持高揚を図る事業
  - (2) 不動産の鑑定評価に関する研修を開催する等会員の資質の向上を図る諸施策を講じる事業
  - (3) 不動産鑑定士試験に合格した者に対して実務修習を実施する事業
  - (4) 不動産の鑑定評価に関する理論及び実務の調査研究を行う事業
  - (5) 前号のほか、不動産鑑定評価制度、不動産鑑定士の業務及び地価に関する事項について調査研究を行い、必要に応じ官公庁に建議し又はその諮問に応ずる事業
  - (6) 不動産鑑定評価等業務（不動産の鑑定評価に関する法律第3条第1項及び第2項で定める業務をいう。以下同じ。）に関し、会員の相談に応じ、資料を提供する等会員に対し必要な支援を行う事業
  - (7) 不動産鑑定評価等業務の適正な実施に資する諸施策を講じる事業
  - (8) 不動産鑑定評価制度に関する国民及び社会一般の理解と信頼を高めるための啓発宣伝を行う事業
  - (9) 不動産、不動産鑑定評価に関する紛争について相談、助言等を行う事業
  - (10) 不動産の鑑定評価に関する資料を収集整理する事業
  - (11) 国又は地方公共団体の委託を受けて地価の調査を行う事業
  - (12) その他本会の目的達成のために必要な事業
  - (13) 前各号の事業を円滑に実施するため、不動産鑑定士協会及び会員の指導、連絡調整及び監督に関する事務に関する事業

2 本会が保有する特定個人情報を除く個人情報は、上記1の事業に関し、次の利用目的で利用いたします。

なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外では利用しません。

- ・ 不動産の鑑定評価等業務に関する出版物の販売のため
- ・ 不動産の鑑定評価業務関係者等を対象としたメールマガジンの配信のため
- ・ 不動産の鑑定評価等業務に関する研修・シンポジウムの開催のため
- ・ 不動産の鑑定評価業務等に関する国内外組織との連携のため
- ・ メディア関係者との意見交換のため
- ・ 不動産鑑定士試験を合格した実務修習生を対象とした実務修習実施のため
- ・ 不動産の鑑定評価等業務関係者（依頼者、利用者等を含む。）からの相談・照会・意見・苦情等への対応及びその記録並びに保管等のため
- ・ 一般国民等を対象に行う説明会、講演会、研修会等に係る運営等のため
- ・ 機関誌等の発刊物の配布のため
- ・ 不動産の鑑定評価等業務に関する調査及びその結果のフィードバック等の実施並びに研究等のため
- ・ 不動産の鑑定評価等業務に関する委員会等、会合等に係る運営、資料送付、情報連絡等のため
- ・ 関係官庁への提言、要望活動及び関係団体等との意見交換・情報連絡等のため
- ・ 公益法人等の役職員等を対象に行う諸行事(懇親会等)に係る運営、管理等のため
- ・ 契約の解約及び解約後の事後管理等のため
- ・ 契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ・ 他の事業者等から委託された業務の円滑な運営等のため
- ・ その他、上記1の目的のために行う業務の達成のため（今後行うこととなる事項を含む）

3 本会が保有する特定個人情報は、次の目的及び範囲においてのみに利用いたします。

(1) 目的

① 役職員等(扶養家族を含む)に係る個人番号関係事務

- ・ 給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
- ・ 雇用保険届出事務
- ・ 労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
- ・ 健康保険・厚生年金保険届出事務
- ・ 財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄に関する申告書届出書及び申込書作成事務
- ・ 国民年金の第三号保険者の届出事務
- ・ その他、上記に付随する手続事務

② 役職員等以外の個人に係る個人番号関係事務

- ・ 報酬・料金等の支払調書作成事務
- ・ 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書作成事務
- ・ 不動産の使用料等の支払調書作成事務

(2) 範囲

- ① 役職員等及び配偶者並びに扶養家族に係る個人番号関係事務に関して取得した個人番号及び個人番号と共に管理される氏名、生年月日、性別、住所等
- ② 役職員等以外の個人に係る個人番号関係事務に関して取得した個人番号及び個人番号と共に管理される氏名、生年月日、性別、住所等
- ③ 税務署、公共職業安定所、日本年金機構、健康保険組合、労働基準監督署、市区町村等に提出するために作成した源泉徴収票等、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届・喪失届等、法定調書、その他書類等及びこれらの控え

## II.共同利用に関する公表事項（法第23条第5項関係）

### 1 本会が取得する不動産鑑定評価関係の情報

#### (1) 共同して利用する者の範囲

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会並びにその会員、又は都道府県不動産鑑定士協会に所属する会員

#### (2) 共同して利用される個人データの項目：

物件所在地、価額、面積、取引当事者の氏名、面する道路の幅員などの個別的な、あるいは公法上の制限、所在する地域の特徴などの地域的な価格形成要因のデータ項目

#### (3) 利用目的：

地価公示、地価調査ほかの公的評価及び不動産の鑑定評価に関する法律第3条に定められた鑑定評価等業務

#### (4) 管理責任者：

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会

### 2 本会が取得する会員管理関係の情報

#### (1) 共同して利用する者の範囲

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会並びにその会員、地域不動産鑑定士協会連合会又は都道府県不動産鑑定士協会に所属する会員

#### (2) 共同して利用される個人データの項目：

ア) 本会と本会会員との間で共有する情報は、氏名、性別、勤務先情報（名称・所在地・電話番号・FAX番号）、資格情報のうち研修履歴情報など。

イ) 本会と地域不動産鑑定士協会連合会及び都道府県不動産鑑定士協会本会会員との間で共有する情報は、上記アの情報のほか、会員の生年月日、連絡先（自宅住所・電話番号・FAX番号、E-mailアドレス）、会員管理情報（入会年月日、退会年月日（退会者のみ）、懲罰（懲戒処分を受けた場合のみ）、評価員管理情報（地価公示評価員年度、地価調査評価員年度）、実務修習管理情報（修習生の氏名、勤務先等連絡先）、資格情報（国土交通省資格登録番号（士・士補）、研修履歴情報）など。

#### (3) 利用目的：

(2)ア及びイについて、本会、地域不動産鑑定士協会連合会又は都道府県不動産鑑定士協会において共同利用する目的は、会員管理のためとなります。

一方、(2)アについて、本会等と会員との間で会員の連絡先等を共同利用するのは、本会が実施する事業に関連して、本会が保有する個人情報を用いて本会が定める利用目的の範囲内で会員間の連絡等で使用するのに必要な場合等となります。

(ただし、(2)アに関し、会員が性別又は勤務先情報の全部又は一部について共同利用による他の会員への情報提供を望まない場合で、合理的な理由がある場合は、

共同利用の対象から外すことがあります。)

(4) 管理責任者：

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会（都道府県不動産鑑定士協会のみに所属する会員にあっては当該不動産鑑定士協会）

### III.保有個人データについて、本人の知り得る状態に置くべき事項（法第27条第1項関係）

上記Iの1～3に掲載されている個人情報の項目及び利用目的

### IV.開示等の求めに応じる手続等に関する事項（法第29条関係）

#### 1 開示の求めの対象となる保有個人データの事項

開示の求めの対象となる保有個人データの事項については、本会の保有する個人情報のうち、本会が開示等の権限を有するもの（以下、「保有個人データ」という。）に限ります。

#### 2 全ての保有個人データの利用目的

本会の全ての保有個人データは、上記Iの1～3に規定されている利用目的の範囲内で利用いたします。

#### 3 開示等の求めの申し出先

開示等の求めは下記宛、所定の申請書に必要書類（4及び5参照）を添付のうえ、郵送によりお願い申しあげます。その際、封筒に朱書きで、「開示請求書類在中」とお書き添え頂ければ幸いです。

〒105-0001  
東京都港区虎ノ門3-11-15 SVAX TTビル  
公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会  
個人情報保護相談窓口（総務課）

#### 4 開示等の求めに際して提出すべき書面及び手数料等

開示等の申請を行う場合は、下記の1)申請書をダウンロードし、所定の事項をすべてご記入のうえ、2)本人確認のための書類を同封して上記開示等の求めの申し出先まで郵送して下さい。なお、申請書がダウンロードできない場合は、当会まで、「第1種定型郵便物25g以内の料金相当の」切手及び住所氏名を記入した封筒を同封のうえ、上記申し出先まで郵送して下さい。

折り返し書式をお送りいたします。

##### (1) 申請書様式

- [1. 保有個人データ開示申請書（Word形式）](#)
- [2. 保有個人データ訂正等申請書（開示等様式2）（Word形式）](#)
- [3. 保有個人データ利用停止等申請書（開示等様式3）（Word形式）](#)
- [4. 保有個人データ第三者提供停止申請書（開示等様式4）（Word形式）](#)

(2) 本人確認のための書類

- ① 会員証、運転免許証、旅券、健康保険証、外国人登録証明書の写しのいずれか 1 つ以上
- ② 印鑑証明書（開示等の求めの日より 3 ヶ月以内のもの）

5 代理人による開示等の求め

「開示等の求め」をする者が未成年者又は成年被後見人の法定代理人若しくは、開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人である場合は、上記 4 の(2)の書類に加えて下記の書類(1)又は(2)を同封下さい。

(1) 法定代理人の場合

- ① 法定代理権があることを確認するための書類（戸籍謄本等）
- ② 法定代理人本人であることを確認するための書類
  - ・ 運転免許証、旅券、健康保険証、外国人登録証明書、の写しのいずれか 1 つ以上
  - ・ 印鑑証明書（開示等の求めの日より 3 ヶ月以内のもの）

(2) 委任による代理人の場合

- ① 委任状（本人の実印を押印したもの）
- ② 代理人本人であることを確認するための書類
  - ・ 運転免許証、旅券、健康保険証、外国人登録証明書の写しのいずれか 1 つ以上
  - ・ 代理人の印鑑証明書（開示等の求めの日より 3 ヶ月以内のもの）

6 開示の求めに応じるための手数料及びその徴収方法

1 回の申請ごとに、1,000 円

1,000 円の郵便切手を申請書類に同封して下さい。

7 開示等の求めに対する回答方法

申請者の申請者記載住所宛に、担当課より書面によって回答いたします。

8 開示等の求めに関して取得した個人情報の利用目的及び保存期間

開示等の求めに伴い取得した個人情報は、開示等の求めに必要な範囲でのみ取り扱うものとします。提出いただいた書類は、開示等の求めに対する回答が終了した日より 2 年間保存し、その後廃棄いたします。

9 請求に応じられない場合

以下の(1)～(3)の場合には、請求に応じることができません。

(1) 請求の不備等により請求を受理できない場合

以下の場合には、請求を受理することはできません。不備な箇所を修正したうえで、本会所定の手続に従い申請書類の再提出をお願いいたします。

- ・ 本会指定の請求書類を使用していない場合
- ・ 提出に必要な書類等が足りない場合
- ・ 請求書に記載された事項では本人を特定できない場合
- ・ 申請書に記載されている住所、本人確認のための書類に記載されている住所、本会の登録住所が一致しない場合等、本人からの請求であることが確認できない場合
- ・ 本会が定める手続でなく請求された場合
- ・ 開示の求めの対象が、法第2条で定義する保有個人データに該当しない場合
- ・ 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ・ 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ・ 他の法令に違反することとなる場合
- ・ 代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合
- ・ 所定の申請書類に明らかな虚偽がある場合

(2) 開示等の請求等をお断りする場合

**ア 利用目的の通知**

以下の場合には、請求される保有個人データの利用目的の通知には応じることはできません。

- ・ 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合（法28条2項1号、法18条4項1号）
- ・ 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本会の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合（法28条2項2号、法18条4項2号）
- ・ 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。（法28条2項2号、法18条4項3号）

**イ 開 示**

以下の場合には、請求にかかる保有個人データを開示することはできません。

- ・ 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合（法28条2項1号）
- ・ 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合（法28条2項2号）

- ・ 開示により、他の法令に違反する場合（法 28 条 2 項 3 号）
- ・ 開示について、他の法令の規定により特別の手続が定められている場合（法 28 条 4 項）

#### ウ 訂正等（訂正、追加、削除）

以下の場合には、請求にかかる保有個人データの訂正等には応じることはできません。

- ・ その内容の訂正、追加、削除について、他の法令の規定により特別の手続が定められている場合（法 29 条 2 項）
- ・ その内容の訂正、追加又は削除が、当該保有個人データの利用目的の達成のために必要でない場合（法 29 条 2 項）

#### エ 利用停止等（利用停止、消去）

以下の場合には、請求にかかる保有個人データの利用停止等には応じることはできません。

- ・ 違反の是正のためには、請求に係る保有個人データの一部の利用停止又は消去で足りる場合（法 30 条 2 項）
- ・ 利用停止又は消去に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難であり、かつ本人の権利利益を保護するため必要な代替措置をとった場合（法 30 条 2 項）

#### オ 第三者提供の停止

以下の場合には、請求にかかる保有個人データの第三者提供の停止には応じることはできません。

- ・ 第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者の提供を停止することが困難であり、かつ、本人の権利利益を保護するため必要な代替措置をとった場合（法 30 条 4 項）

## 10 開示等・不開示等の決定の通知

### (1) 保有個人データ開示等決定通知書の通知

本会は、開示等の請求等のあった保有個人データの利用目的の通知をする旨決定したとき又は全部又はその一部を除いた部分について開示、訂正等若しくは利用停止等若しくは第三者提供の停止をする旨決定したときは、請求者又は代理人に対し、「保有個人データ開示等決定通知書」の送付により通知いたします。

### (2) 保有個人データ不開示等決定通知書の通知

本会は、開示等の請求等のあった保有個人データの利用目的の通知をしない旨決定したとき又は全部について、開示、訂正等若しくは利用停止等若しくは第三者提供の停止をしない旨決定したときは、請求者又は代理人に対し、「保有個人データ不開示等決定通知書」の送付により通知いたします。